平成２３年（フ）第５４号
熊本県人吉市願成寺町627番地
債務者　村山伊寿美
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午前10時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２３年（フ）第１３６０３号
東京都文京区白山１丁目33―８―218
債務者　原　　信子
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３６０４号
東京都文京区千石２丁目41―５　ウッドガーデン
債務者　原　しおり
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３６０５号
東京都練馬区光が丘２丁目７―３―1210
債務者　山内　久治
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１９号
石川県鳳珠郡能登町字宇出津山分オ字33番地４
債務者　山崎　栄治
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月８日午前11時
金沢地方裁判所輪島支部

平成２３年（フ）第１９号
熊本県阿蘇郡南阿蘇村立野313―１、住民票上の住所熊本県熊本市壺川１丁目12番７号
債務者　溝部　重隆
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月15日午前11時
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２３年（フ）第２０号
熊本県阿蘇郡高森町大字色見546番地15
債務者　中根　和広
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月15日午後１時30分
熊本地方裁判所阿蘇支部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第１８１号
三重県四日市市貝塚町160番12
破産者　あずま水産株式会社
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第１８２号
三重県津市高野尾町4756番地33
破産者　東條　哲也
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第１５１号
三重県桑名市大字小貝須字柳原440番地１
破産者　株式会社コクブ産業
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第３９号
千葉県印西市木下東３丁目８番地17　フォーブルＤ―103号、前住所千葉県我孫子市布佐平和台１丁目１番907号
破産者　石川　一男
1　決定年月日　平成23年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第５号
三重県北牟婁郡紀北町海山区相賀７―11、住民票上の住所三重県北牟婁郡紀北町海山区島勝浦162番地12
破産者　角谷　洋司
1　決定年月日　平成23年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２３年（フ）第２８号
三重県熊野市井戸町910番地２
破産者　松本　奉子
1　決定年月日　平成23年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２３年（フ）第３８３号
埼玉県川越市下赤坂665番地
破産者　株式会社一心建装
1　決定年月日　平成23年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４１６号
埼玉県飯能市栄町10番地５
破産者　有限会社戸田自動車工場
1　決定年月日　平成23年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１８号
千葉県いすみ市大原7644番地の１
破産者　有限会社滝口食品
1　決定年月日　平成23年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第２０号
千葉県いすみ市大原7675番地１、住民票上の住所千葉県いすみ市大原7644番地１
破産者　滝口　佳子
1　決定年月日　平成23年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第１４９号
神奈川県横須賀市佐原１丁目10番５号
破産者　株式会社アトイス
1　決定年月日　平成23年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部